

「不利益処分」 基準等公開票（条例又は規則）

不利益処分名	認可地縁団体印鑑登録の抹消	
根拠条例等・条項	堺市認可地縁団体印鑑規則第8条	
所 管 課	市民生活 部 市民協働 課	
処 分 基 準	<ul style="list-style-type: none"> ・前条第1項又は第2項の規定による申請を受理したとき ・登録者の登録資格に変更が生じたとき ・地方自治法第260条の20の規定により認可地縁団体が解散したとき ・認可地縁団体の名称又は登録者の指名の変更により登録印鑑として適当でないと認めたとき ・その他認可地縁団体印鑑の登録を抹消すべき事由が生じたとき 	
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	<ul style="list-style-type: none"> ・聴 聞 ○ 弁 明
	(聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等)	<p>ただし、行政手続法第13条第2項第 号に規定する「 該当するため、手続を省略する。 するとき」に</p>
	個別法により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠法令及び条項	